

Ⅲ. 入札にかかる払込事務

1. 発行日の前営業日までの事務

- 払込者は、国債応募払込代金および経過利子にかかる以下の書類を発行日の前営業日までに所管の日本銀行本支店の窓口へ提出してください。

(1) 国債振替決済新規記録事項等通知書

- 代金払込方法コードについては、希望する代金払込方法に応じ、以下のとおり記入してください。
 - ・小切手による払込の場合 → 「4」と記入
 - ・自行払込の場合 → 「3」と記入
 - ・代行払込の場合 → 「5」ならびに代行払込先として指定する金融機関等名および店舗名を記入

(2) 国債振替決済新規記録顧客口座一覧

- 預り口に新規記録を行う場合に提出が必要です。
 - ― やむを得ない事由により発行日の前営業日までに提出することができないと見込まれるときは、直ちに所管の日本銀行本支店に連絡し、その指示に従ってください。

(3) 国債払込金額等通知書（利付国債の場合に限る）

- 利付国債にかかる経過利子の計算方法は裏面の注意事項を参照してください。
 - ― 「国債払込金額等通知書」に記載された払込金額および経過利子の金額に誤りがあった場合には、発行日の前営業日までに所管の日本銀行本支店から、正当な払込金額等が記載された新規記録等受付通知をファクシミリにより送信しますので、速やかに正当な払込金額等を記載した「国債払込金額等通知書」を提出してください。

2. 発行日の事務

(1) 国債応募払込代金および経過利子の払込（当座小切手による払込を行う場合）

① 当座小切手の金額

- 国債応募払込代金に経過利子を加えた金額としてください。

② 当座小切手の提出時刻

- 小切手は、**発行日の正午までに**所管の日本銀行本支店の窓口
提出してください。

— 小切手の提出方法については、所管の日本銀行本支店の指示に従ってください。

(2) 発行払込実行通知および新規記録実行通知の取扱い（当座小切手による払込を行う場合）

- 「発行払込実行通知」は、当座小切手による払込が行われた場合においても、原則、日本銀行から日銀ネットにより払込者に送信します。
- また、「新規記録実行通知」は、受入先参加者が払込者と異なる場合において、原則、日本銀行から日銀ネットにより受入先参加者に送信します。

(3) 国債振替決済新規記録顧客口座一覧の交付

- 「国債振替決済新規記録顧客口座一覧」の提出があった場合には、発行日に同一覧を所管の日本銀行本支店の窓口から受入先参加者に交付します。